

行政文書開示請求書

平成24年1月30日

外務大臣殿

氏名又は団体名

池田こみち (法人その他の団体の場合は代表者名)

請求者の住所又は居所(又は団体等の事務所の所在地): 〒■■■■-■■■■ TEL ** (****) **** / FAX ** (****) *****

代理人: 〒 - TEL () / FAX ()

連絡先:(上記住所等又は代理人の連絡先と異なる場合のみ記入) 〒 - TEL () / FAX ()

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)
2011年8月以降、沖縄県における枯れ葉剤(エージェント・オレンジ)の持ち込み、保管、使用、廃棄等に関して、日本の外務省関係部局と米国政府関係部局(外務省、米軍、退役軍人省等)との間で交わした文書(日本側からの情報請求にかかわる文書や米国側からの回答に関する文書など)とそれにかかわるやりとりの記録(ファックス、メール等を含む)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 () <実施の希望日>
イ 写しの送付を希望する。

Table with 3 columns: 開示請求手数料(1件300円), ここに収入印紙をはってください。(納付した開示請求手数料は、開示する文書がある場合に、後日必要となる開示実施手数料から控除されます。), (受付印)

*この欄は記入しないでください。

備考

< 記載に当たっての注意事項 >

1 「氏名又は団体名」、「団体の代表者名」、「住所又は居所」

開示請求を個人とする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合は、その名称と代表者名及び所在地を記載してください。

ここに記載された氏名又は団体名称及び住所等に開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡等を行う際に用いますので、電話番号も記載してください。

2 「代理人」

開示請求者以外の連絡先があれば記載してください。この場合、各通知や連絡は代理人に対して行います。なお、必ずしも代理人指名等の手続を要するものではありません。

3 「連絡先」

「住所又は居所」又は代理人の連絡先以外に優先する連絡先等があれば、記載してください。こちらに郵便の宛先を指定することができます。

4 「請求する行政文書の名称等」

開示を請求する行政文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。この欄に複数の件名を記載しても構いませんが、その場合には、件数に応じて必要な手数料を納付してください。

5 「求める開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、開示決定等通知書を受領後、記載された決定区分等に応じて申出頂ければ結構ですが、予め、開示決定がされた行政文書について、開示の実施の方法、情報公開室における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載することができます。

< 開示請求手数料の納付について >

開示請求を行う場合には、1 件の行政文書について 300 円を納付していただくこととなっています。

300 円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。

なお、直接情報公開室に来室の場合には、現金で納付することもできます。

< 記載された個人情報の取扱いについて >

情報公開開示請求手続において収集された個人情報は、情報公開事務処理に限り使用されません。

問い合わせ先

〒100-8919

東京都千代田区霞が関二丁目 2 番 1 号

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：(03)5501-8068

F A X：(03)5501-8067